

基本テキスト(保護者・教職員対象)

携帯電話、インターネットの安心・安全な使い方
～ネット社会の7つの常識～

2006年4月1日
e-ネットキャラバン運営協議会

目次:

1. インターネットで広がる世界

2. ネット社会では何が起こっているの？

● 危ない！情報が狙われている

● 子どもを狙うネットの危険な落とし穴

● サイバー犯罪発生状況

3. ネット社会の7つの常識

3.1 ネット常識 1（自己責任）

● インターネット利用上の3つの能力

3.2 ネット常識 2（思いやりと謙虚さ）

3.3 ネット常識 3（個人情報保護）

3.4 ネット常識 4（危険なサイト）

● 出会い系サイトに関係した事件

● 家庭でのネット放任主義！？

● フィルタリングの利用促進、種類

3.5 ネット常識 5（著作権・肖像権）

3.6 ネット常識 6（コンピュータウイルス）

3.7 ネット常識 7（ID、パスワード管理）

4. 携帯インターネットの利点・欠点

● 親と子どもの認識のズレ

● 我が家のルールを話し合おう！

5. 安心インターネットライフを！！

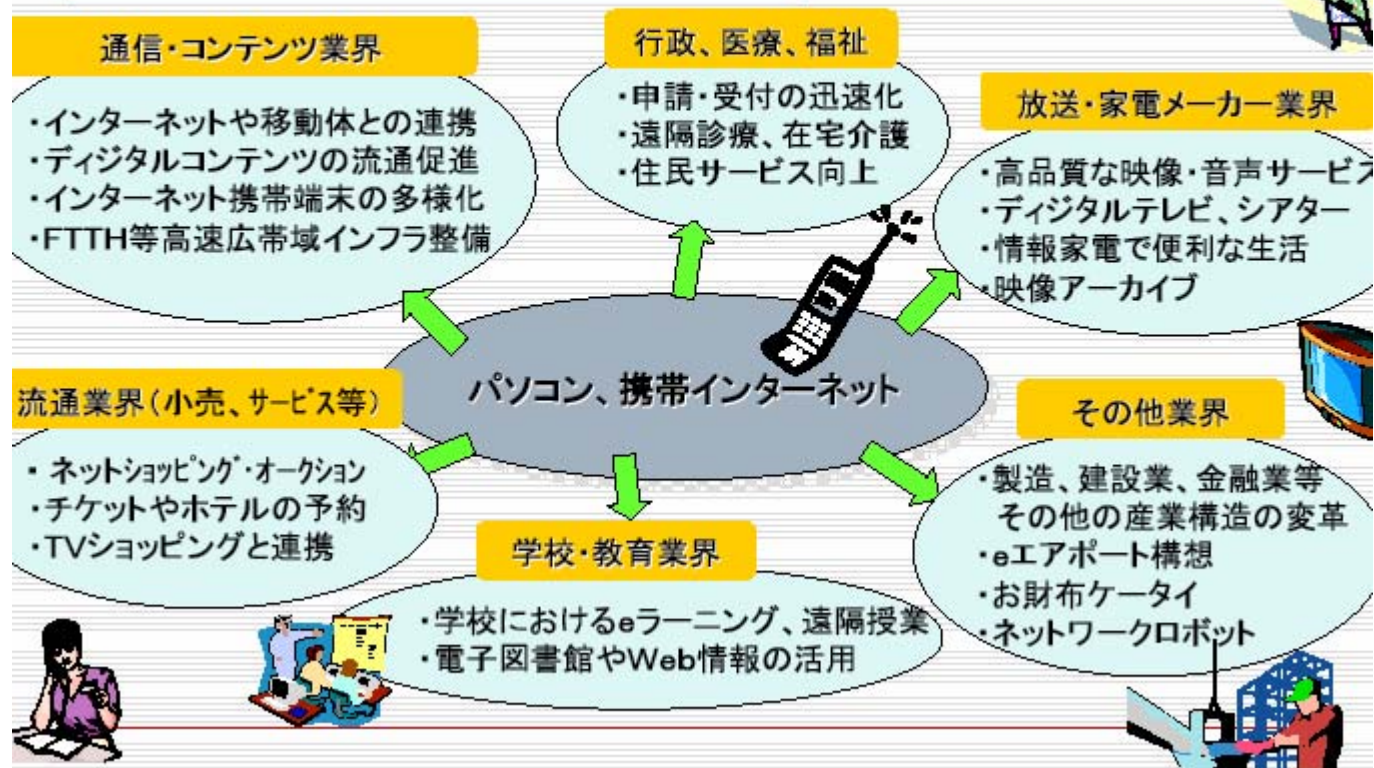
(参考) 役立ちWebサイト、ガイドブック等

お話しする前に三つのお願い

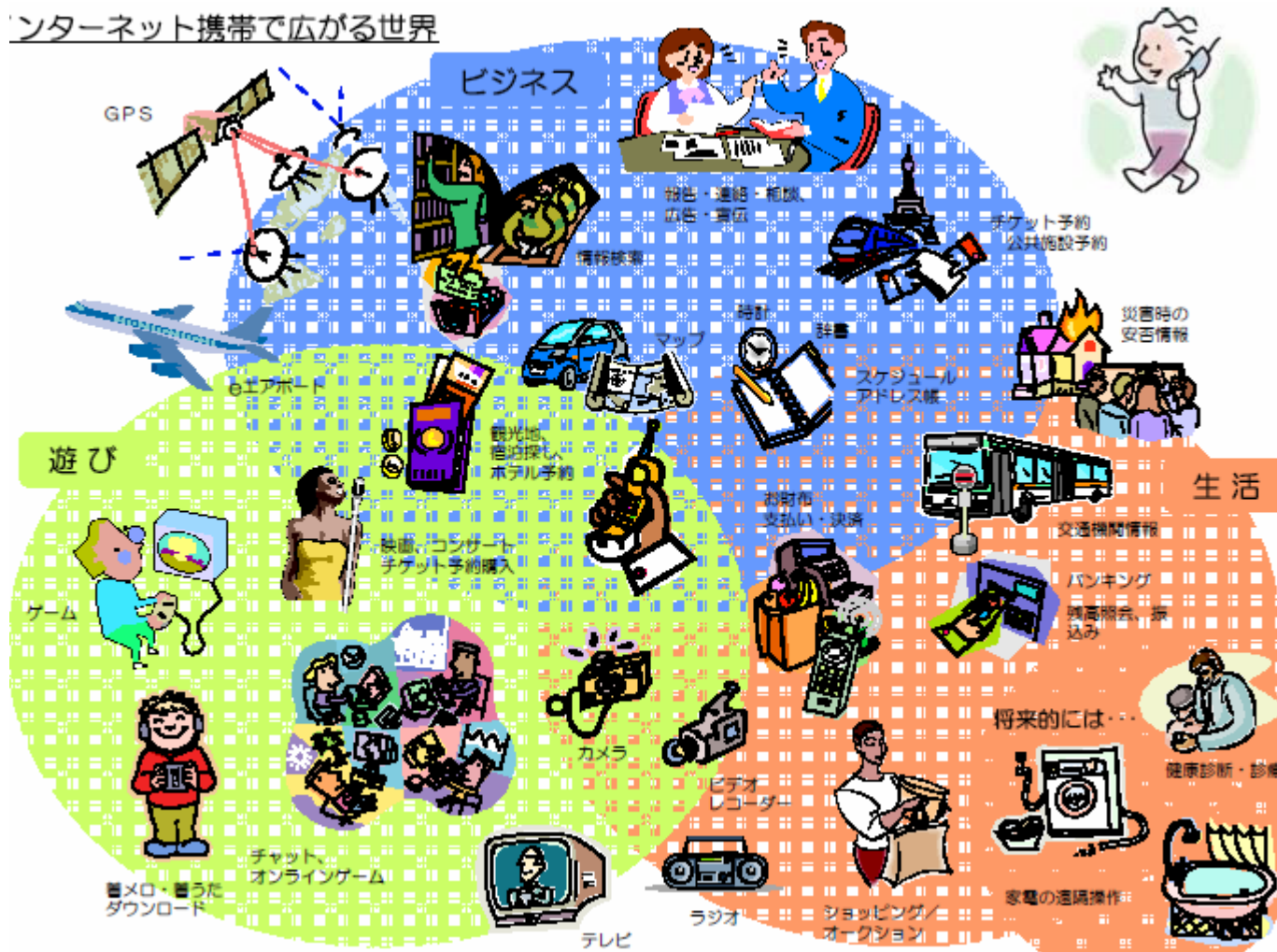
最後まで、次の三つのことを忘れないでください。

- インターネット技術やパソコン、携帯電話は人と人とのコミュニケーションを豊かにし、日常の生活や勉強、仕事に役立つ、便利で楽しい21世紀の文明の利器（道具）である。
 - インターネットや携帯電話等を介して起きている問題の多くは、現在の日本が抱えている社会問題・家庭問題等に根ざしており、子どもを見守り、育む大人の責任である。
 - 児童・生徒が使うインターネットやパソコン、携帯電話は、オモチャのように買い与えたものではなく、親が子どもに一時貸しているものである。従って、家庭や地域社会で守るべきルールやマナーがあるのは当然である。
-

1. インターネットで広がる世界(仕事・生活)



インターネット携帯で広がる世界



2. ネット社会では何が起こっているの？

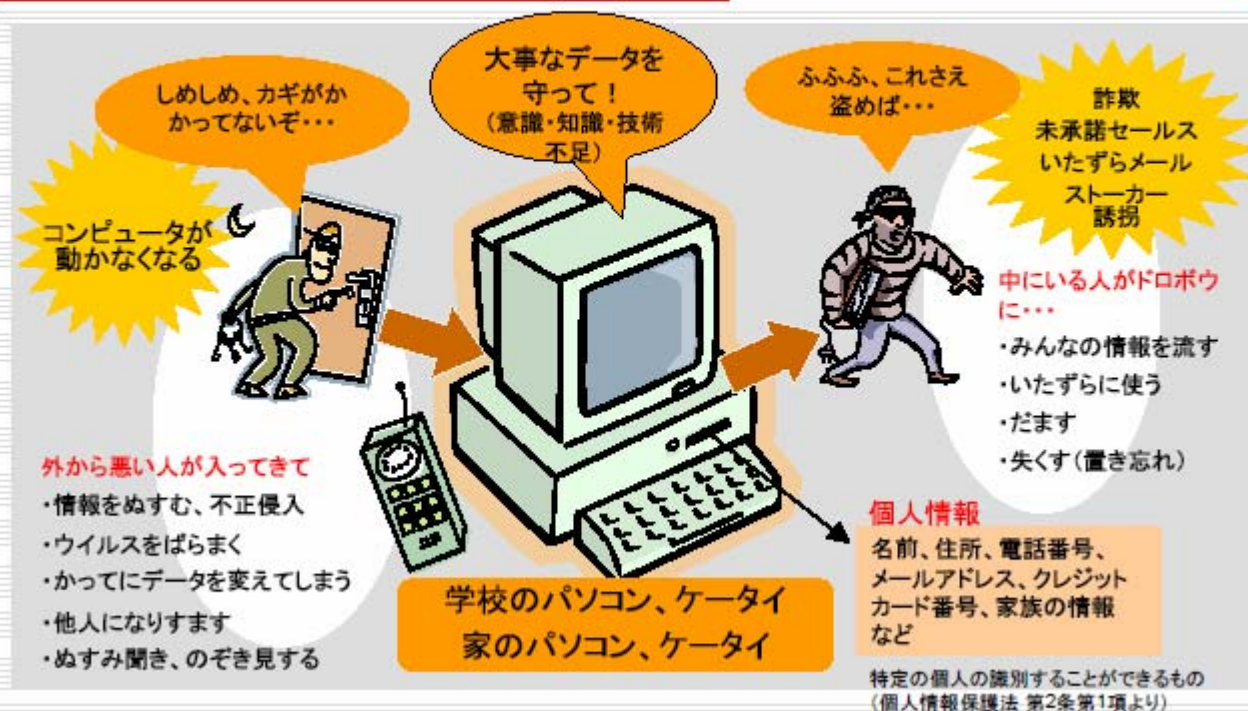
インターネットやケータイは上手に正しく使うと、私たちの生活や勉強に大変役立つ便利な道具です。反面、インターネットには危険なワナが仕掛けられています。どのようなワナがあるのか、どうして避けたらよいのか、自分自身や家族・友達を守るために必ず身につけておきたい、「ネット社会の7つの常識」についてお話しします。

【自動車の交通安全とよく似ています】

私たちは自動車と道路のおかげで、好きなところへ旅行できたり、離れた場所の野菜や魚を全国に運んだりできます。でも、運転する人や歩行者が決めた交通ルールを守らないと、事故や犯罪が発生します。被害者になる場合も加害者になる場合もあります。だから、車社会では運転する人も歩く人もどちらも交通ルールとマナーをきちんと守ることが大事なのです。



危ない！情報がねらわれている





子どもを狙うネットの危険な落とし穴



**親がわからないうちに、見知らぬ人と
悪い仲間になってしまう**

- ・盗みなど悪いことをするための仲間を募る
- ・お金をもらう目的で見知らぬ大人と出会う
- ・自殺や盗みの方法を相談したり、みんなで一緒に実行する（だまされることもある）



**文字や映像で人を傷つけた
り、不幸にになってしまう**

- ・掲示板に友達の悪口や個人情報を書く
- ・メールやチャットでケンカをする
- ・他人の作ったものを無断借用したり、悪意のチェーンメールを流す

人を巧みにだます道具になる

- ・顔をかくして相手をだますことができる（匿名性、なりすまし）
- ・ウイルスやウソ・デマをまく
- ・メールやショッピングサイトをつかってお金をだましとる

(参考) ネットメディアの負の特徴(大人用)

1. 悪い仲間を簡単に作れるメディア

援助交際、親父狩り、暴行、暴走、殺人、窃盗の計画・教唆

2. 情報で人を傷つけたり、不幸にできるメディア

掲示板への書き込み、メールやチャット等による誹謗、中傷、脅迫、迷惑メール、プライバシー権侵害、著作権侵害

3. 人を巧みにだますことができるメディア

架空請求、フィッシング詐欺、ワンクリック詐欺、ネットショッピング詐欺、コンピュータウイルス、ねずみ講・悪徳マルチ商法、デマ・嘘

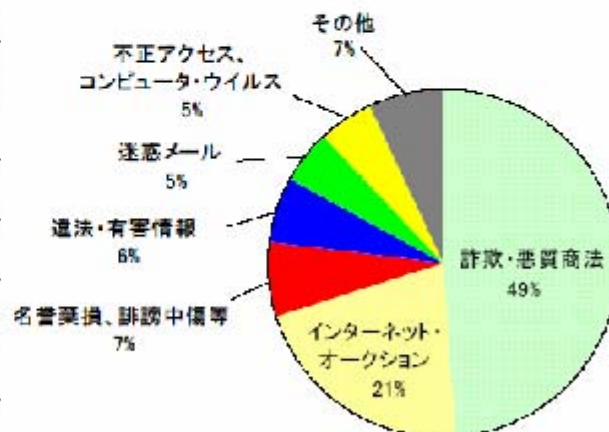
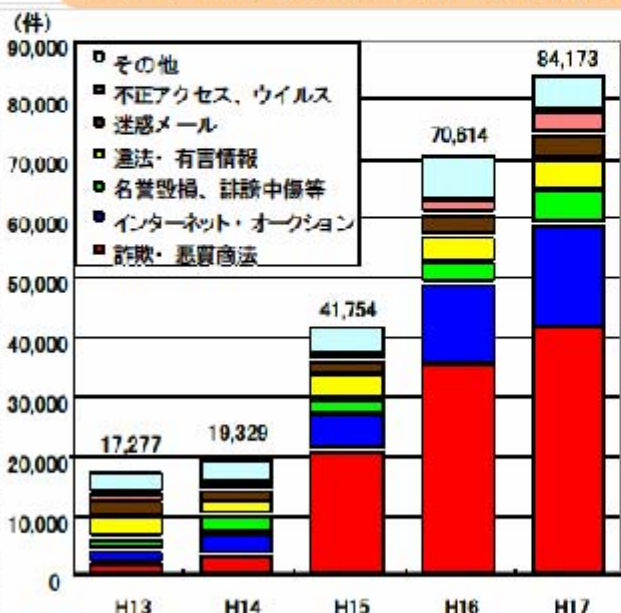
4. 欲望を刺激するメディア

卑猥画像、出会い系悪用、麻薬や劇薬・爆発物・銃砲の製造購入



サイバー犯罪発生状況(相談受付)

- 相談受付件数は、H14年比 約4.4倍、H15年比 約2.0倍
- サギ・悪質商法を含むネット取引が最も多く、全体の70%を占める

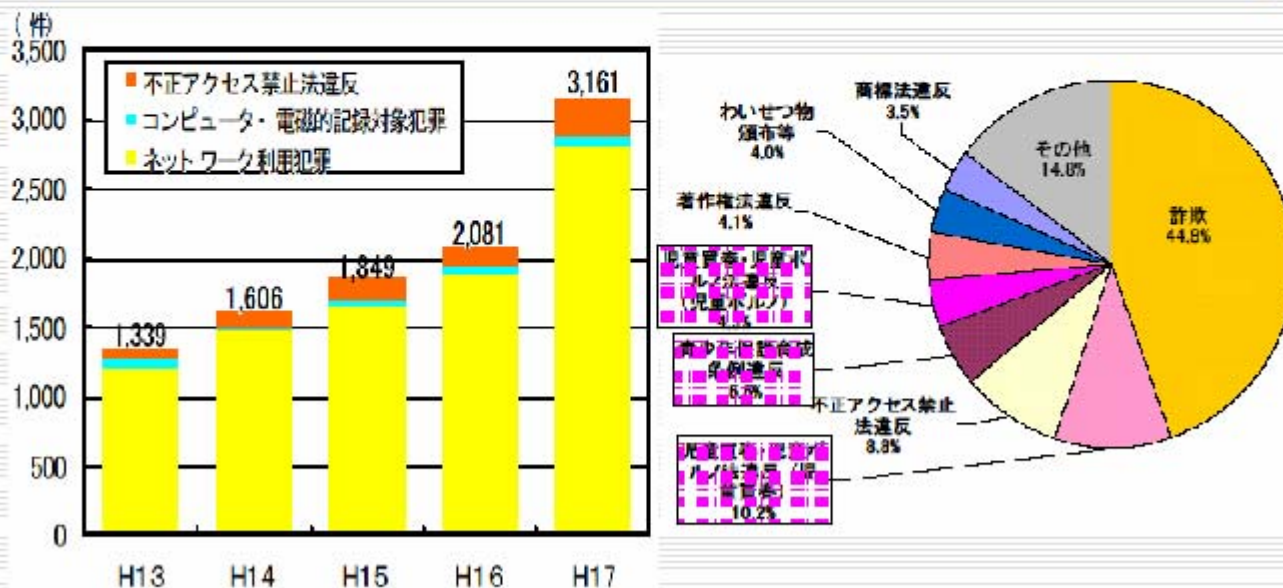


出典:警察庁 平成18年2月23日 広報資料より



サイバー犯罪発生状況(検挙件数)

- 検挙件数は、前年比51.9%の増加
- 児童・青少年に関する検挙件数は630件であり、全体の20%である。



出典:警察庁 平成18年2月23日 広報資料より

3. ネット社会の7つの常識

冊子 2、6、7ページ

1. インターネットは自己責任の世界です

⇒(実社会) 自分の発言や行動には自分で責任を持つ

2. すべての情報発信は謙虚な姿勢で

⇒(実社会) 自己中心的にならず、相手のことを思いやる謙虚さを持つ

3. むやみに個人情報情報を公開しない

⇒(実社会) 知らない人に自分のことや家族のことをむやみに話さない

4. 危険なサイトに近づかない、利用しない

⇒(実社会) 危険な場所には近づかない。暗いところは気をつける

5. 著作権・肖像権などを侵害しない

⇒(実社会) 名誉や著作権・肖像権など人の権利を侵害しない

6. コンピュータウイルスへの対策を講じる

⇒(実社会) 自宅の防犯や災害対策を行ない、万一の備えもしておく

7. ID、パスワードはしっかり管理

⇒(実社会) 家のカギやクレジットカードはなくさない。人に預けない

3.1 ネット常識その1 「自己責任」



**インターネットは
自己責任の世界です**



日常生活・行動

**自分の発言や行動には
自分で責任を持つ**



インターネットの世界は直接相手の顔や姿が見えません。
また、書いてあることが本当かどうかわかりません。
インターネットには**悪意のある人も接続**しています。
ネット詐欺や迷惑メール、コンピュータウイルスの被害者が
一転して他の人への加害者になることもあります。
ネットの世界では実社会以上の**良識ある言動**が必要です。



3.2 ネット常識その2「思いやりと謙虚さ」



**すべての情報発信
は謙虚な姿勢で**



日常生活・行動

**自己中心的にならず、
相手のことを思いや
る謙虚さを持つ**

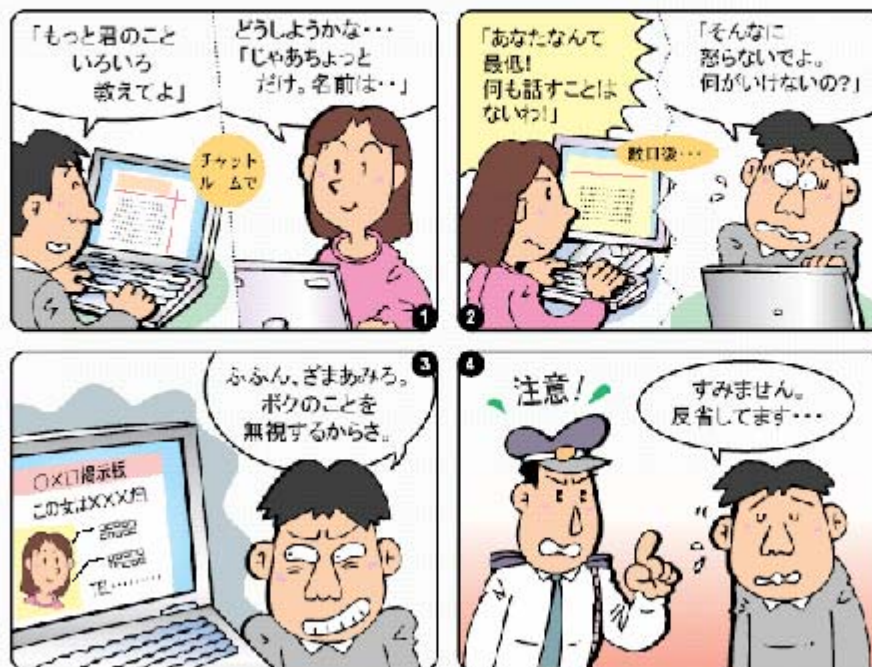
インターネットでは、やりとりする相手は機械ではなく、感情を持った人間です。電子メールやホームページの文章、掲示板やチャットでの発言では、相手を傷つける過激な内容になっていないか、常識的であるか、送信する前に一度読み返してください。悪意ばかりでなく、善意で発したことが大変な迷惑になることもあります。十分に注意して発言してください。



何気ない一言が 最悪のトラブルにつながる

掲示板、チャットでの
誹謗中傷

冊子10ページ



誹謗・中傷



文字の暴力でも、
あまりにひどいと
罪に問われる。

- ・名誉毀損
- ・信用毀損
- ・威力業務妨害
- ・侮辱罪
- ・脅迫罪
- ・暴行罪の教唆^{きょうさ}

3.3 ネット常識その3「個人情報保護」



**むやみに個人情報
を公開しない**



日常生活・行動

知らない人に自分のこ
とや家族のことをむや
みに話さない



ネットショッピングや会員制のサイトの利用などで、個人情報（氏名や住所、電話番号など）を問われることがあります。それによって生じる危険があることを常に考えてください。特に掲示板やチャットなどでは不用意に個人情報を公開してはいけません。



2005年4月から、「個人情報保護法」が本格施行されました。

個人情報盗まれると、 どんなトラブルに遭う！？

個人情報の流出

冊子12ページ



遭遇する恐れのあるトラブル

☐ 迷惑メール

☐ 架空請求

☐ クレジットカード詐欺

☐ 誹謗中傷

☐ ネットストーカー

☐ 振り込め詐欺

注：マイホームページ、ブログ、掲示板、チャットでは個人情報を公開しない

広告・宣伝の電子メールが 毎日大量に届いて困る

迷惑メール

冊子24ページ

トラブル予防



1. メールアドレスを
不用意に公開し
ない

ex. 掲示板、会員サイト

2. 返信や転送は絶
対にしない。居所
がわかってしまう

ex. 詐欺、ネットストーカー

3. 迷惑メールの拒
否サービスを利用
する



転送を促す電子メールにご用心！？

冊子26ページ



断固、ストップ!



1. 受け取った人が不快、不安になる迷惑行為
ex. 「不幸や呪いの手紙」
2. 人の善意や好奇心を利用する卑劣な行為
ex. 「幸福の手紙」
「災害援助要請」
3. 身近な信頼できる人に相談する

身に覚えのない請求メールが届いた 冊子28ページ



トラブル予防のポイント

1. アダルトサイトや出会い系サイトを利用しない
2. 個人情報の流出に注意する
3. 架空請求の電子メールを見極め、返信しない

銀行などを装った偽のホームページに注意



トラブル予防のポイント

1. 不審な電子メールに返信しない
2. 個人情報を不用意に入力しない
3. 企業の窓口 напрямую 問い合わせしてみる
4. フィッシング110番へ通報する
警察庁、全国の都道府県警察本部のサイバー犯罪窓口

お金を支払ったのに 注文した商品が届かない

ネットショッピング

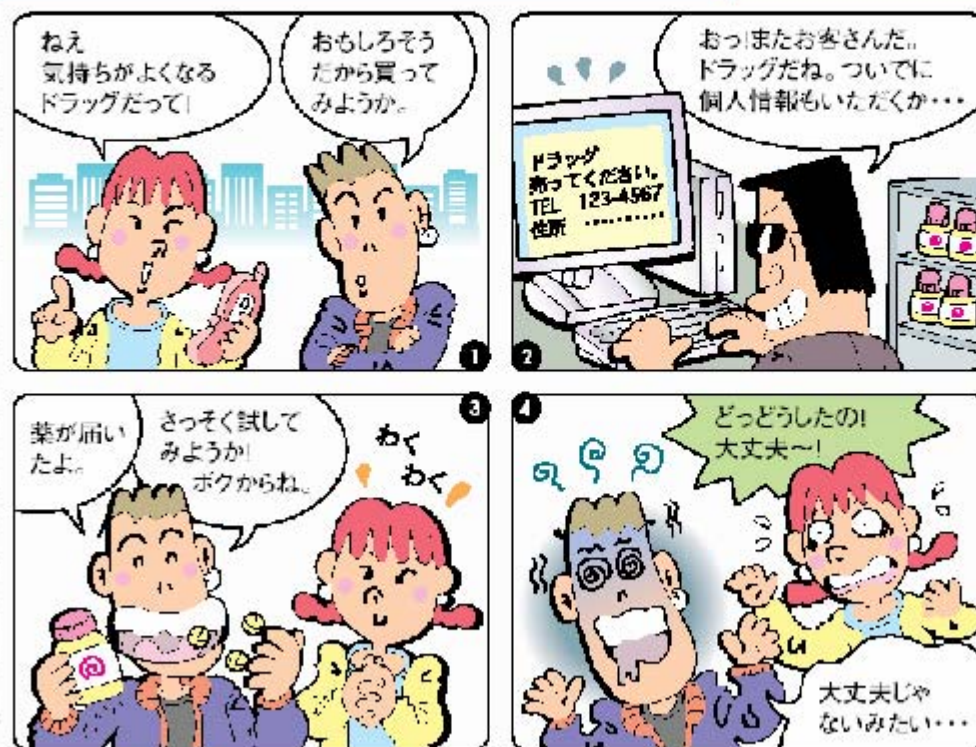
冊子34ページ



トラブル予防 のポイント

1. 小・中学生は、ネットショッピングやオークションはしない
2. 欲しいものは親に相談して、代行してもらう
3. 通常のお店で買物をして、売買の経験を積むことが大事

インターネットなら何を買っても大丈夫？



トラブル予防 のポイント

1. 小・中学生は、
ネットショッピングやオークシ
ョンはしない

2. 現実社会で
違法なものや
有害なものは、
ネットでも買っ
てはいけない

3.4 ネット常識その4「危険なサイト」



**危険なサイトに
近づかない、利用
しない**



日常生活・行動

**危険な場所には近づか
ない。暗いところは気
をつける**



インターネット上の多くのトラブルがアダルトサイトや出会い系サイトをきっかけに起こっています。特に18歳未満の子どもは出会い系サイトの利用を法律により禁止されています。親は普段からインターネット関連の報道をチェックし、危険なサイトに近づかない、利用しないように指導する責任があります。



楽しいはずの出会いが 凶悪事件につながっている

出会い系サイトの危険

冊子14ページ



トラブル予防 のポイント

1. 出会い系サイトの勧誘メールは即、削除！
2. 出会い系サイトは利用しない、利用させない
3. フィルタリングソフトや携帯電話会社のアクセス制限機能を利用する



「家庭でのネット放任主義！？」

- 2004年度日本PTA全国協議会調査結果より(2004年11月10日～12月17日)
「青少年とインターネット等に関する調査」【小5】【中2】各3,000人、保護者各3,000人

■ 調査結果(児童・生徒回答)

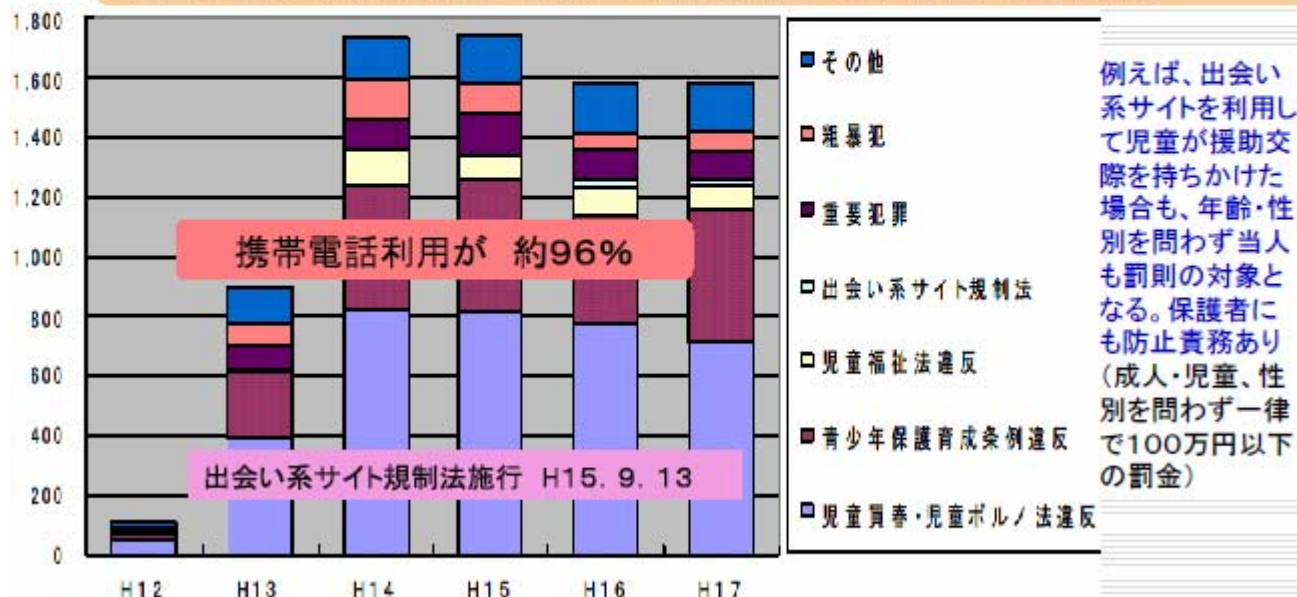
- ・携帯電話・PHSの保有率(全国平均)⇒【小5】11.8% 【中2】35.9%
- ・出会い系サイトや未承諾広告の受信経験 ⇒【中2】25.7%
- ・出会い系サイトを利用していることを親に全く話さない ⇒【中2】60.0%
- ・インターネット利用時に保護者は、「何もせず、自由に使わせてくれる」
⇒【小5】57.1% 【中2】83.8%
- ・フィルタリングソフトを知らない ⇒【小5の保護者】62.4%
【中2の保護者】62.4%

※フィルタリングソフト:違法・有害なサイトへのアクセス制限を行うソフトウェアのこと



出会い系サイトに関係した事件(検挙数)

被害者1,267人のうち18歳未満が1,061人(83.7%)、そのうち女子児童が99.2%。
出会い系サイト規制法不正誘引の検挙件数は18件(児童の検挙5件)



出典:警察庁 平成18年2月16日 広報資料より

フィルタリングの利用促進、種類

- フィルタリングソフト
- インターネットプロバイダサービス(パソコン、携帯)
- サーバでフィルタリング
- 子ども向けの検索エンジン
- ウイルス対策ソフト



フィルタリングを使うと、情報を受け取る側で、有害なウェブページを表示させないようにすることができる。
＝子どものインターネット利用を制限できる(100%完全ではない)

インターネット協会 フィルタリング情報ページ

<http://www.iajapan.org/rating/>

3.5 ネット常識その5 「著作権・肖像権」



**著作権・肖像権を
侵害しない**



日常生活・行動

名誉や著作権、肖像権
など人の権利を侵害し
ない



他人が創作した文章や絵画、音楽、メールの文章などを許可なく勝手に公開することは**著作権侵害**になります。また、勝手に人物の写真を撮って、それをホームページに載せることは**肖像権の侵害**になります。書店などのおけるカメラケータイでの撮影は**デジタル万引き**と呼ばれ、社会問題になっている。



アイドルの写真を サイトに載せるのは法律違反！？

著作権・肖像権侵害

冊子16ページ



トラブル予防

1. ホームページなどで、他人が創作したイラスト、写真などを載せている場合は削除してください
2. 無断で他人の写真を撮ったり、利用することはできません
3. ファイル交換ソフトを利用して他人の著作物を勝手に公開することは著作権侵害になります

3.6 ネット常識その6「コンピュータウイルス」



**ウイルス対策！
備えあれば、
憂いなし**

日常生活・行動

自宅の防犯や災害対策を行い、万一の備えもしておく



インターネットを楽しむ前に必ずウイルス対策ソフトをセットし、プロバイダが提供するウイルス対策サービスも使って備えること。そして、その対策ソフトやWindowsなどOSの定期的なアップデートを行うこと。最近では**ボットネット**という遠隔操作されるウイルスや**携帯電話のウイルス**も発生している。



何もしていないのに パソコンが起動した!?

コンピュータウイルス

冊子20ページ



注意したい電子 メールの例

1. 添付ファイル付きメール
2. 覚えのない外国語メール
3. 送信者アドレスが変なメール
4. 件名が空白／でたらめなメール
5. 興味をそそられる件名のメール
6. HTMLメール
7. 大手企業などを装うメール(フィッシング詐欺)

■コンピュータウイルス対策はまめに！

1. あやしい電子メールやホームページは開かない
2. メールソフトのセキュリティ設定を利用する
3. ウイルス対策ソフトを導入する
4. OSを最新のものにアップデートする
5. プロバイダのウイルス対策を利用する
6. パソコンの初期化に備えて、バックアップを取っておく
7. ウイルスの最新情報をチェックする
8. 備忘録(特に電話番号)を用意しておく

冊子21、23ページ

1 対策ソフトを入手・セットアップ

コンピュータに付属していなければ、市販品を購入してください。



2 ウイルス定義ファイルを更新

コンピュータウイルスを分けるためのウイルス定義ファイルは、常に最新のものをインターネットからダウンロードし、更新してください。



3 コンピュータを検査(スキャン)

対策ソフトを利用して、コンピュータにつながっているすべての機器をチェック。

ウイルス感染なし

6 予防

対策ソフトで定期的に、コンピュータウイルスの検査を行います。この際、ウイルス定義ソフトの更新も忘れずに。



コンピュータウイルスの予防では、定期的なOSのセキュリティパッチやウイルス定義ファイルの更新が重要。また、備忘録を用意しておくと便利です。

インターネット備忘録

- <使用パソコン>
 - パソコンの型番、製造番号
 - OSバージョン
- <プロバイダ>
 - 接続ID、パスワード
 - 電話番号
- <問い合わせ先電話番号>
 - ウイルス対策ソフト提供会社
 - パソコンメーカー など

4 ネットワークから切り離す

2次被害拡大防止のため、ネットワークからパソコンを切り離す！



5 コンピュータウイルスを退治

対策ソフトなどを利用し、コンピュータウイルスを退治してください。



3.7 ネット常識その7 「ID、パスワード管理」



**ID、パスワードは
しっかり管理**



日常生活・行動

家の鍵やクレジット
カードはなくさない。
人に預けない。



インターネット利用時のID、パスワードは、厳重に管理してください。ましてや携帯やパソコンの貸し借りは友達でも絶対厳禁！ もし、他人に知られたら、あなたになりすまして迷惑メールを送られたり、不正な買物をされてしまうかもしれません。つまり、**被害者であると同時に加害者になってしまう。**



4. 携帯インターネットの利点・欠点

利点・便利で面白い

便利

- ▶ 友達とつながる
- ▶ 友達を増やす
- ▶ 素早い情報入手
- ▶ いつでもどこでも
- ▶ サイフ代わり

面白い

- ▶ 発信や自己表現
- ▶ 見知らぬ世界に侵入
- ▶ いろいろ遊べる
- ▶ ファッション性

欠点・危険な無駄遣い

(特に小・中学生には)

- ▶ 無駄話にはまる ▶ 無駄遣い
(浪費、金銭の歪み)
- ▶ 危ない人に繋がる ▶ 犯罪に誘い込まれる
(悪意の人・悪い場所)
- ▶ 中傷やいたずら
- ▶ 自己中心的行動 ▶ 危険で違法な
になる 買い物

携帯電話依存症

- ・・・持っていないと落ち着かない
- ・・・夜も電源を切れない、不安

出典 『考えよう！インターネット携帯電話の使い方』(P. 7 2004年10月 ねちずん村編集)



親と子どもの認識のズレ(携帯電話の保有動機)

子どもの認識

【小学生】

- 1位 : 塾や習い事が機会
- 2位 : 保護者の薦め
- 3位 : 保護者が働き始めた

【中学生】

- 1位 : 友達が使っている
- 2位 : 塾や習い事が機会
- 3位 : 進学・進級祝い

【高校生】

- 1位 : 友達が使っている
- 2位 : 進学・進級祝い
- 3位 : 塾や習い事が機会

年齢が上がれば楽しみに利用

保護者の認識

【小学生】

- 1位 : 子どもの居場所確認
- 2位 : 緊急連絡用
- 3位 : 家族コミュニケーション

【中学生】

- 1位 : 緊急連絡用
- 2位 : 子どもの居場所確認
- 3位 : 家族コミュニケーション

【高校生】

- 1位 : 緊急連絡用
- 2位 : 子どもの居場所確認
- 3位 : 家族コミュニケーション

家族の連絡手段と考えている

(出典：NTTドコモ モバイル社会研究所調査)



インターネット利用上の3つの能力

- ホームページや電子メールに書かれている情報は正しいか嘘か、安全なサイトか危険か、使って良いか悪いかを見分ける「**判断力**」
- 出会い系サイトや違法・有害サイトなどへ安易にアクセスしない、ガマンできる「**自制力**」
- ネットを利用して自分が行った言動で発生したトラブルには社会的な責任を負う「**責任力**」

⇒あなたの子どもの「判断力」、「自制力」、「責任力」
は大丈夫ですか？

保護者の方へ ⇒社会経験が少なく、善悪の判断や危険を察知する力が弱い子どもたちは、親がしっかり見守り、指導し、最悪の場合責任をとる覚悟が必要です。



我が家のルールを話し合おう！（事例）

1. ネットの情報や知らない相手をすぐに信用するのは危険。
⇒寂しくても、どんなことがあっても出会い系サイトにアクセスしない。使わない。
⇒ネット上の相手はどんな人かわからない。ネットの情報を鵜呑みにしない。
2. 自分の身は自分で守れ。常にリスクを意識しよう。
⇒迷惑メールやチェーンメールは削除する。携帯電話の貸し借りは友達でもしない。
3. 自分がされて嫌なことは相手にもしない。相手は感情を持った人間です。
⇒人を傷つけるようなメールや書き込みをしない。謙虚で正しい言葉使いをしよう。
4. 個人情報是一度入力したら、二度と取り戻せない。
⇒ネット上で自分の個人情報、ましてや家族や友人の個人情報を教えない。
5. カメラ付きケータイは、著作権や肖像権に注意して使う。
⇒書店などで雑誌や商品などの写真を撮ったり、無断で他人の写真を撮らない。
6. 公共の場での携帯電話の使い方、マナーに気をつける。
⇒授業中に使わない。電車やバスの中では使わない。自転車に乗りながら使わない。

5. 安心インターネットライフを！！

■インターネット上での行動は、日常生活での行動と同じです

■インターネットを安心・安全に使うには、私たちが日常、人との付き合いの中で身につけている危険を察知して避けたり、**他人を思いやる言葉使いや行動がそのまま当てはまります。**

■子どもさんとよく話し合ってください

■インターネットという道具は本来何のために使うか、危険はどこに潜んでいるのか、我が家のルールはどうしようか、などをよく話し合ってください。**対話の良い機会でもあります。**

■インターネットは怖くない！

■インターネットは危ない、怖いとだけは思わないでください。「ネット社会の7つの常識」を守って、**万一困ったこと、嫌なことがあったら、お父さんやお母さん、先生にすぐ相談するように話してください。**

車社会のルールとマナーを作ってきたのと同様に、ネット社会の秩序や行動規範を皆さんと一緒に作っていきたいと思います。

ご清聴、ありがとうございました。

【参考】役立ちWebサイト、ガイドブック等

☆総務省『国民のための情報セキュリティサイト』情報セキュリティ対策室編

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm

☆e-ネットキャラバン 公式サイト（e-ネット安心講座 通信業界キャラバン 講師の派遣）

<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

☆(財)マルチメディア振興センター『安心インターネットライフ★ガイド改訂版』

<http://www.ejf.gr.jp/guide/index.html>

☆(財)インターネット協会『インターネットルール&マナー検定(大人版、子ども版)』

<http://rm.iajapan.org/>

☆(財)日本データ通信協会『迷惑メール相談センター』

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/top.htm>

☆ネット社会と子どもたち協議会（ネット子リンク集、あったかリンク集、参考書籍リンク集）

<http://www.npo-digi.com/net-s/>